平成26年度から
国民健康保険税の税額・税率が変わります

【税額・税率】

平成26年度から、国民健康保険税の税額・税率を（表１）のように改正します。

（表１）国民健康保険税の税額・税率表　◎改正条例適用：平成26年4月1日より

	医療分					後期高齢者支援金分			介護納付金分※			合計　上段：40歳～64歳以外 下段：40歳～64歳			
	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割	均等割	限度額	所得割	均等割	限度額	所得割	資産割	均等割	平等割
H25年度（改正前）	4.70%	15.00%	19,400円	21,000円	51万円	2.00%	8,400円	14万円	1.70%	10,000円	12万円	6.70% 8.40%	15.00%	27,800円 37,800円	21,000円
H26年度（改正後）	5.60%	10.00%	20,400円	25,000円	51万円	2.20%	9,900円	16万円	1.80%	10,000円	14万円	7.80% 9.60%	10.00%	30,300円 40,300円	25,000円
増減	0.90%	-5.00%	1,000円	4,000円	0円	0.20%	1,500円	2万円	0.10%	0円	2万円	1.10% 1.20%	-5.00%	2,500円 2,500円	4,000円

※介護納付金分は、40～64歳の加入者にご負担いただく介護保険料のことです。

モデルケース

○被保険者の状況　40歳～64歳以下給与収入者（3人世帯・夫給与収入300万円・妻給与収入97万円・資産税10万円）

単位：円

	医療分					後期高齢者支援分			介護分			合計	引上率
	所得割	資産割	均等割	平等割	保険税額計	所得割	均等割	保険税額計	所得割	均等割	保険税額計		
平成25年度①	74,730	15,000	58,200	21,000	168,900	31,800	25,200	57,000	27,030	20,000	47,000	272,900	9.3%
平成26年度②	89,040	10,000	61,200	25,000	185,200	34,980	29,700	64,600	28,620	20,000	48,600	298,400	
増減②－①	14,310	-5,000	3,000	4,000	16,300	3,180	4,500	7,600	1,590	0	1,600	25,500	

○被保険者の状況　65歳以上年金受給者（夫婦・夫年金収入170万円・妻年金収入79万円・資産税10万円・5割軽減世帯）

単位：円

	医療分					後期高齢者支援分			介護分			合計	引上率
	所得割	資産割	均等割	平等割	保険税額計	所得割	均等割	保険税額計	所得割	均等割	保険税額計		
平成25年度①	7,990	15,000	19,400	10,500	52,800	3,400	8,400	11,800	0	0	0	64,600	2.2%
平成26年度②	9,520	10,000	20,400	12,500	52,400	3,740	9,900	13,600	0	0	0	66,000	
増減②－①	1,530	-5,000	1,000	2,000	-400	340	1,500	1,800	0	0	0	1,400	

【軽減額が拡大】

平成26年度分から、国民健康保険の加入世帯の前年中の所得が一定額以下の世帯に対する平等割や一人当たりに対する均等割の軽減の範囲を、次のように拡大します（表２）。

※前年の所得に応じて軽減しているため、手続き等は必要ありませんが、所得の申告をしないと適用になりませんので必ず申告をしてください。

（表２）低所得世帯に対する軽減額

世帯主、加入者および特定同一世帯所属者の前年中の所得の合計額		軽減割合	
	33万円以下	7割軽減	均等割 平等割
25年度（改正前）	33万円＋（24万5千円×世帯主を除く加入者・特定同一世帯所属者の数）以下	5割軽減	均等割
26年度（改正後）	33万円＋（24万5千円×加入者・特定同一世帯所属者の数）以下		平等割
25年度（改正前）	33万円＋（35万円×加入者・特定同一世帯所属者の数）以下	2割軽減	均等割
26年度（改正後）	33万円＋（45万円×加入者・特定同一世帯所属者の数）以下		平等割

※特定同一世帯所属者とは、同じ世帯において国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方です

お支払いは納め忘れが少ない口座振替のご利用を！

問　町民課　☎内線274・275

平成26年度から町県民税均等割の税率が変わります

平成26年度から平成35年度までの10年間、町県民税の税率が1,000円加算されます。（県民税分・町民税分各500円ずつ）

これは、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」によるものです。

		平成25年度まで	新たに加算される額	平成26年度から
均等割額		4,300円	1,000円	5,300円
内訳	県民税分（※）	1,300円	500円	1,800円
	町民税分	3,000円	500円	3,500円

※神奈川県の水源環境保全税300円分を含みます。

問　税務課　☎内線253